**2016 年 02 月 15 日（第 3 版）（新記載要領に基づく改訂）　　添付連番：0444
*2012 年 07 月 01 日（第 2 版）　　届出番号：27B1X00024000200

機械器具　51　医療用嘴管及び体液誘導管
一般医療機器　チューブ用クランプ　43223000

BONIMED　チューブローラー鉗子(0963)

【形状・構造及び原理等】

1. 形状

ローラー部有効幅：23.5mm

2. 原材料
ローラー部：テフロン

3. 原理
二つのアーム先端にあるチューブに接触する対のローラーのうち、一方は円筒型平面形状であり、他方は円筒両端にガイドがある。このガイド間に他のローラーが組み合わさる。対のローラーを解放させる手もとのバネは、二つのアームをもとの位置に戻す。

【使用目的又は効果】

チューブを遮断するか、つまむための器具をいう。通常、検査室で使用するが、医療施設で使用する汎用のものもある。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

1) 必要に応じて洗浄・滅菌を行う。
2) Ｖ字型ハンドル（二つのアーム）を手で操作し、先端ローラー間にチューブを挟む。

****【使用上の注意】**

重要な基本的注意

本品のＶ字型ハンドルの根本部分に指、体、その他医療機器等をはさみこまないこと［ハンドルを手動で閉じたとき、「てこの原理」によって多大な力が作用し、怪我や破損の危険性があるため］。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄、滅菌
1) 付着した血液・体液・組織・薬品等は直ちに洗浄すること。
2) 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、その適正濃度と取扱方法を守る。中性洗剤を推奨する。
3) 超音波洗浄装置・ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄装置で洗浄する場合、可動部分は開放し、分解できる部分は分解し、汚れが落ちやすい状態でバスケット等に収納して処理する。
4) 金属タワシ、クレンザー（磨き粉）等は、器具表面を損傷するので使用を避ける。
5) 仕上げすすぎには、精製水・脱イオン水・濾過水等の使用を推奨する。
6) 洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥する。
7) 手術器具用潤滑剤の塗布を推奨する［可動部の防錆のため］。
8) 滅菌が必要な場合は、134℃/5 分の高圧蒸気滅菌条件を推奨する。

2. 点検
滅菌前、使用前に汚れ・破損・可動部の動き等を点検する。

****【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者：村中医療器株式会社
TEL 0725-53-5546
http://www.muranaka.co.jp/

製造業者：トンタラメディツィンテヒニック社　　ドイツ
TONTARRA Medizintechnik GmbH